あなたの土地・建物の 「利用状況」を政府が 常時監視・土地売買にも影響

政府は、「注視区域」内にある土地・建物の所有者や賃借人などを調査し、利用状況に関する報告を求めます。調査事項は、「土地・建物の所有者、賃借人等」の「氏名、住所、国籍等」と「利用状況」です。「利用状況」の中には、ホテル滞在などの一時利用も含まれ、政府の判断で、所属団体、家族・友人関係なども調べられるおそれがあります。

「特別注視区域」では、一定以上の面積の土地売買は、氏名、国籍などの事前の届け出を義務付けるとし、無届けや虚偽の届け出には罰則が科されます。

●地価下落?不動産業にも大きな影響

「注視区域・特別注視区域」の指定により、区域内の土地 や建物の価格の下落につながることに多くの関係者から懸念 の声が上がっています。しかし政府は、不動産売却価格の下 落などの不利益をもたらす可能性があると認めながらも、「仮 に土地の価格が下落したとしても、補償の必要はない」と、国 民の財産権を侵害しても開き直る態度です。

また、政府が土地買取りを申し出ることができるとされ、これまでは禁止されていた戦前の軍事目的の土地収用制復活にもつながりかねません。



誰でも、なんでも 個人情報も… スーパー 公民館 ホテル…その利用者も 監視対象に

「機能阻害行為」って何? 政府の判断で 犯罪が決められる!!

どんな行為が「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」なのかはっきりしていません。これから政府が決める「基本計画」などで明らかになる、つまり政府が勝手に罪となる行為を決めるというのです。

法律では、「(重要施設の)機能を阻害する 行為の用に供し、又は供する明らかなおそれが ある」と政府が判断すれば、土地や建物の利用 中止を勧告・命令でき、従わなければ懲役、罰 金を科すとしています。

●国民を敵視する情報機関も調査に

政府が機能阻害行為と判断するには、土地・建物利用者を日常的に監視することが必要となります。警察、公安調査庁や自衛隊情報保全隊、内閣情報調査室などから情報提供を受けることも、法律上は可能です。加えて、地域住民から情報提供を受ける窓口をつくると政府は言っています。密告奨励の相互監視社会をつくろうというのでしょうか。



戦前社会への回帰はさせてはなりません

戦前・戦中には、治安維持法などにより国民 監視社会がつくられました。また、軍事施設周 辺などでの立ち入りや撮影等の行為を全面禁 止・処罰する「要塞地帯法」により国民が弾圧 されました。例えば、函館市史には、函館山を 撮影して検挙されたなど30件余りの「要塞地 帯法」違反事件の記録が残されています。

参議院内閣委員会では参考人から、安全保障の名目で住民を監視下に置くかのような発想はまるで戦前のようだという指摘がされました。軍事(安全保障)が最優先で、国民の権利を制限するということ自体が現行憲法下では許されません。

戦前回帰の法案!?

戦前・戦中には、軍事 施設周辺などでの立ち 入りや撮影等の行為を 全面禁止・処罰する 「要塞地帯法」により国 民が弾圧されました。日 本国憲法のもとでは、軍 事のための土地収用は 除外されています。



▲要塞地帯法にもとづく陸軍省の告示

がんばれば



地域が多運動を!

法律を発動させず廃止するために

危険な内容を知らせ、地域から運動を

施行は2022年――いま、行動を

この法律の全面施行は、2022年9月になるといわれます。

政府は、まず内閣府に部局をつくり、「基本方針」を閣議決定し、政令や省令を準備します。その中で、調査の対象や内容、何が「機能を阻害する行為」かを決め、「注視区域」「特別注視区域」を定めていくと思われます。この過程もしっかり監視して、おかしなことがあれば声を上げていきましょう。



自治体から廃止求める声を広げよう

この法律は地方自治体の協力がなければ動き出しません。内閣府が情報を全部集めることはできないのです。自 治体が、住民のためのものか、国の下請け機関かが問われる問題です。このことから、次のような取り組みも大切です。

- ・法の廃止などを求める自治体議会からの意見書採択 や、「土地利用規制法に協力しない」宣言。
- ・法廃止を求める署名や議会請願。



住民や不動産業の方たちとの共同を

「注視区域」の土地にかかわる人や不動産業者の人々 との共同のための対話をすすめましょう。

「重要施設」の近くに住んでいる人々や土地を持っている人たちに、地図などで示して知らせ、話し合うことが大切です。

不動産業者などへの働きかけも大事です。「特別注視 区域」に指定された一定規模以上の土地売買には、特別 の制限がつけられています。氏名・国籍などの事前の届け 出が義務付けられ、無届けや虚偽の届け出に対しては6月 以下の懲役または100万円以下の罰金を科すことなどで す。こうしたことは、不動産取引での「重要事項説明書」へ の記載が求められ、不動産取引に影響が生じかねません。 こうしたことを対話し、行政に働きかけて、被害を防ぐ取り 組みも大事です。